

大規模災害時における相互協力に関する基本協定

石狩市（以下「甲」という。）と東日本電信電話株式会社北海道事業部（以下「乙」という。）は、大規模災害等が発生又は発生するおそれがある場合の相互協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模災害等が発生又は発生するおそれがある場合に、甲及び乙が相互に協力を行い、迅速かつ的確に対応することにより、住民生活の早期安定を図ることを目的とする。

（災害発生時の情報共有）

第2条 乙は、大規模災害等が発生又は発生するおそれがある場合には、甲からの要請に基づき、甲が設置する災害対策本部へ情報連絡員を派遣するとともに、甲及び乙で相互に連絡体制を確立し、連携して通信障害情報等必要な情報の共有に努めるものとする。

2 甲及び乙が共有する主な情報は次の各号に定める。

（1）乙が甲に提供する情報

ア ニュースリリースの内容

イ 知り得た道路・河川の被害及び樹木倒壊の状況

（2）甲が乙に提供する情報

ア 知り得た道路・河川の被害及び樹木倒壊の状況

イ 住民から提供された通信障害情報

ウ 道路啓開、樹木・土砂等の除去状況

エ 住民が避難している地域、甲が把握している避難場所等

（復旧における相互協力）

第3条 甲及び乙は、災害活動等に関する作業の実施にあたり、自らだけでは対応が困難な場合は、それぞれがもつ施設・敷地・資機材・物資・人材等の資源提供について可能な範囲で相互に協力を行う。

（連絡体制の確立）

第4条 甲及び乙は、第2条に定める情報共有を迅速に行うため、連絡体制を確立する。

2 乙は、甲との連絡体制を毎年4月に確認することとし、変更があった場合には、直ちに相手方に報告するものとする。

（意見交換等の実施）

第5条 甲及び乙は、この協定に定める内容を大規模災害等が発生又は発生するおそれがある場合に円滑に行うため、意見交換等を原則として年1回以上実施するものとする。

なお、意見交換等の内容については、甲及び乙で協議のうえ決定する。

（秘密の保持）

第6条 甲及び乙は、この協定に基づく活動を通じて知り得た秘密情報を他人に開示又は漏えいしてはならない。

(他の協定等との関係)

第7条 この協定は、甲及び乙が既に締結している他の相互協力等に関する協定等に基づく協力内容を妨げるものではない。

(協定の有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。

なお、協定期間が満了する1か月前までに甲及び乙のいずれからの変更又は解除の申し出がない場合は、この協定期間満了の日の翌日から更に1年間継続するものとし、以降も同様とする。

(細目協定等の締結)

第9条 この協定の各条項に定める甲及び乙の役割や具体的な実施事項等については、甲及び乙の合意により別途細目協定又は覚書を作成し保有するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲及び乙で協議のうえ決定するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙でそれぞれ署名のうえ、各自1通を保有する。

令和 7 年 4 月 15 日

甲 石狩市長

加藤 龍幸

乙 東日本電信電話株式会社
執行役員 北海道事業部長

島津 泰

大規模災害時における道路の通行に支障となる通信設備等の 除去作業の支援に関する細目協定

この細目協定は、石狩市（以下「甲」という。）と東日本電信電話株式会社北海道事業部（以下「乙」という。）間にて令和7年4月15日に締結した「大規模災害時における相互協力に関する基本協定」第9条に基づき、乙が管理する通信設備等により、甲が管理する道路の通行に支障が生じた際、その早期解消に向けた、迅速かつ着実な作業の推進、連携に関して、必要な事項を定めるものである。

（対象区域）

第1条 道路の通行に支障となる通信設備等の除去作業（以下「通信設備等除去作業」という。）の支援の対象とする区域は、甲が管理する道路の道路区域のほか、道路の通行に支障となる通信設備等の除去を行う周辺の区域とする。

（対象作業）

第2条 通信設備等除去作業の支援の対象とする作業は、乙が行う通信障害復旧作業のうち道路の通行に支障となる通信設備等の除去作業とする。

2 前項による除去等を甲が実施する際、乙は、現場の安全を判断できる技術員を派遣し、甲は同技術員の要請に基づき、通信設備等除去作業を実施することとする。

（要請の手続き）

第3条 乙は、甲に対して通信設備等除去作業の支援を要請する場合は、あらかじめ次に掲げる事項を明示した「大規模災害時における通信障害復旧作業の支援要請書」（別紙第1号様式）を提出するものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭又は電話で要請できることとし、その後、速やかに文書を送付するものとする。

- （1）被災の状況
- （2）場所（住所、地図）
- （3）作業内容
- （4）作業希望日時
- （5）現地連絡責任者及び電話番号
- （6）その他必要な事項

（可否の判断）

第4条 甲は、乙から通信設備等除去作業の支援の要請を受けた場合は、前条の各号に定める事項及び道路管理者として優先すべき道路の復旧等他の業務の状況等により、支援の可否を判断するものとし、支援が可能な場合は、作業実施者を乙に通知し、甲の職員及び作業実施者が出動する。

（費用の支払い）

第5条 乙は、第2条による通信設備等除去作業終了後に作業実施者から、当該作業のために作業実施者の事業所（以下「基地」という。）を出発してから作業終了後に基地に帰還するまでの期間（以下「作業期間」という。）に当該作業に要した費用の請求を受けるものとする。

- 2 作業実施者は、作業期間中に実施した当該作業に関する実施内容を乙に提示するものとする。

乙は、提示された実施内容に基づき、前項の請求を精査し、適当と認めた時は、速やかに作業実施者に費用を支払うものとする。

なお、精算や支払い方法に関する具体的な実施事項については、都度協議のうえ決定するものとする。

(事前対策の実施)

第6条 甲及び乙は、倒木等による通信障害、道路寸断等の発生を防止するため、被害が想定される箇所の事前の情報共有について、協力体制を図るものとする。

(実施責任)

第7条 第2条による通信設備等除去作業の支援に係る関係機関への周知、実施に伴い必要となる第三者の土地への立ち入り許可及び第三者からの問い合わせ等への対応は、乙が責任を持って行うものとする。

- 2 作業実施者への指示は、乙の要請に応じて甲が行うものとし、作業完了後、甲は乙に作業完了の報告を行うものとする。

- 3 作業中に発生した事故への対応は、甲が責任を持って行うものとするが、乙からの要請に起因する事故への対応は、乙が責任を持って行うものとする。

(損害賠償)

第8条 甲及び乙は、本細目協定に違反又はその他自己の責に帰すべき事由により相手方が損失を被った場合、その損害につき、現実には被った直接かつ通常の損害（特別な事情によって生じた損害は含まない。）に限り賠償するものとする。

(協議)

第9条 本細目協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲及び乙で協議のうえ決定するものとする。

本細目協定の証として、この証書2通を作成し、甲及び乙でそれぞれ署名のうえ、各自その1通を保有する。

令和 7 年 4 月 15 日

甲 石狩市長

加藤 龍幸

乙 東日本電信電話株式会社
執行役員 北海道事業部長

島津 泰

大規模災害時における樹木・土砂などの障害物（通信設備を除く） の除去作業の支援に関する細目協定

この細目協定は、石狩市（以下「甲」という。）と東日本電信電話株式会社北海道事業部（以下「乙」という。）間にて令和7年4月15日に締結した「大規模災害時における相互協力に関する基本協定」第9条に基づき、乙が行う通信障害復旧作業のうち樹木・土砂などの障害物（通信設備を除く）の除去作業にかかる甲の支援に関して、必要な事項を定めるものである。

（対象区域）

第1条 通信障害復旧作業のうち樹木・土砂などの障害物（通信設備を除く）の除去作業（以下「樹木等除去作業」という。）の支援の対象とする区域は、甲が管理する道路の道路区域及び必要に応じその周辺の区域とする。

（対象作業）

第2条 樹木等除去作業の支援の対象とする作業は、乙が行う通信障害復旧作業のうち樹木・土砂などの障害物（通信設備を除く）の除去作業とする。

（要請の手続き）

第3条 乙は、甲に対して樹木等除去作業の支援を要請する場合は、あらかじめ次に掲げる事項を明示した「大規模災害時における通信障害復旧作業の支援要請書」（別紙第1号様式）を提出するものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭又は電話で要請できることとし、その後、速やかに文書を送付するものとする。

- （1）被災の状況
- （2）場所（住所、地図）
- （3）作業内容
- （4）作業希望日時
- （5）現地連絡責任者及び電話番号
- （6）その他必要な事項

（可否の判断）

第4条 甲は、乙から樹木等除去作業の支援の要請を受けた場合は、前条の各号に定める事項及び道路管理者として優先すべき道路の復旧等他の業務の状況等により、支援の可否を判断するものとし、支援が可能な場合は、作業実施者を乙に通知し、甲の職員及び作業実施者が出動する。

（費用の支払い）

第5条 乙は、第2条による樹木等除去作業終了後に作業実施者から、当該作業のために作業実施者の事業所（以下「基地」という。）を出発してから作業終了後に基地に帰還するまでの期間（以下「作業期間」という。）に当該作業に要した費用の請求を受けるものとする。

- 2 作業実施者は、作業期間中に実施した当該作業に関する実施内容を乙に提示するものとする。

乙は、提示された実施内容に基づき、前項の請求を精査し、適当と認めた時は、速やかに作業実施者に費用を支払うものとする。

なお、精算や支払い方法に関する具体的な実施事項については、都度協議のうえ決定するものとする。

(事前対策の実施)

第6条 甲及び乙は、倒木等による通信障害、道路寸断等の発生を防止するため、被害が想定される箇所の事前の情報共有について、協力体制を図るものとする。

(実施責任)

第7条 第2条による樹木等除去作業の支援に係る関係機関への周知、実施に伴い必要となる第三者の土地への立ち入り許可及び第三者からの問い合わせ等への対応は、乙が責任を持って行うものとする。

2 作業実施者への指示は、乙の要請に応じて甲が行うものとし、作業完了後、甲は乙に作業完了の報告を行うものとする。

3 作業中に発生した事故への対応は、甲が責任を持って行うものとするが、乙からの要請に起因する事故への対応は、乙が責任を持って行うものとする。

(損害賠償)

第8条 甲及び乙は、本細目協定に違反又はその他自己の責に帰すべき事由により相手方が損失を被った場合、その損害につき、現実に被った直接かつ通常の損害（特別な事情によって生じた損害は含まない。）に限り賠償するものとする。

(協議)

第9条 本細目協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲及び乙で協議のうえ決定するものとする。

本細目協定の証として、この証書2通を作成し、甲及び乙でそれぞれ署名のうえ、各自その1通を保有する。

令和 7 年 4 月 15 日

甲 石狩市長

加藤 龍幸

乙 東日本電信電話株式会社
執行役員 北海道事業部長

島津 泰